## 岩手県告示第242号

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第428号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
附 則	附則
1・2 [略]	1・2 [略]
(競争入札審議会の特例)	(競争入札審議会の特例)
3 競争入札審議会は、第9条第1項において準用する資格等	3 競争入札審議会は、第9条第1項において準用する資格等
規程第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当	規程第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当
分の間、 <u>総務室入札課長</u> ( <u>総務室入札課長</u> に事故があるとき	分の間、 <u>出納局総務課入札課長</u> ( <u>出納局総務課入札課長</u> に事
は、 <u>総務室長</u> が指名する者)が主宰し、 <u>総務室長</u> がその都度	故があるときは、 <u>出納局副局長</u> が指名する者)が主宰し、 <u>出</u>
指名する者5人以上が出席して行う。	納局副局長がその都度指名する者5人以上が出席して行う。
4 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。